

令和5年7月27日

第7回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	主幹	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和5年7月27日(木) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員 古谷委員
山口委員 堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員7名) 宮田委員 高橋委員 三本委員
森田委員 坂本委員
谷本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (推進委員1名) 森光委員

5. 出席職員 (事務局4名) 岡田局長 坂本次長 徳永主幹 北村主幹

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農業経営基盤法強化の促進に関する基本構想の変更について
議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	中西会長 只今から、令和5年第7回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
議 長	中西会長 暑くなりましたが、皆さんお集まりいただきありがとうございます。本日もご審議をよろしく申し上げます。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は6番 坂本委員、7番 古谷委員、よろしくお願いたします。
議 長	中西会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
意 見	12番 谷脇（裕）委員 2年前にも見に行っている所です。現地は倉庫となっており、問題ありません。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。特にご意見がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証

<p>議 長</p>	<p>明書を交付することに決定します。</p> <p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議案説明</p>	<p>徳永主幹</p> <p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
<p>補足説明</p>	<p>坂本次長</p> <p>番号1について、譲受人は、水稻と豆を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま</p> <p>譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と母親が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は水稻を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号2について、相続財産管理人とは、相続人がいない場合や、相続人全員が相続放棄を選択した場合に、家庭裁判所が相続財産管理人を選任して、相続財産管理人が相続人の代わりに被相続人の財産管理を行う人のことです。相続財産を処分するためには裁判所の許可が必要であり、今回の農地を処分することについて家庭裁判所の許可を得ています。</p> <p>譲受人は米、ミョウガ、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま</p> <p>譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間365日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培する予定で、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号3については、新規の方で、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま</p> <p>譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間160日、妻が年間180日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えま</p> <p>番号4は譲受人が元々長く借りていた農地で、譲渡人が元気なうちに手放したいとの考えでの贈与です。譲受人は、米、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま</p> <p>譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と父母が年間250日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得は柿を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えま</p>

<p>議 長</p>	<p>番号5は新規の方で、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。</p> <p>譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は苺とアスパラガスを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
<p>意見</p>	<p>中西会長</p> <p>皆さんから、何かご意見ございませんか。</p> <p>5番 三本委員</p> <p>番号1と番号2ですが、申請地は今年耕作されていない部分がありますが、耕作できる状況であり、問題はありません。</p> <p>15番 谷岡委員</p> <p>申請地は道路に沿うような土地で、みかんが植えられています。譲受人は申請地の隣の宅地を購入し、そこに転居するとの事で、問題はありません。</p> <p>9番 森田委員</p> <p>番号4ですが、作る状態になっており問題ありません。</p> <p>12番 谷脇（裕）委員</p> <p>番号5ですが、以前申請地の下の農地と一緒に売買するような話が出ており、上の農地とは話がついたというような話があった記憶があります。その際下の段の農地と一緒に改良しています。現在小さなハウスが3個か4個建っております。</p>
<p>審 議</p>	<p>中西会長</p> <p>他にご意見はございませんか。問題がないようでしたら、番号1から番号5について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>採 決</p>	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
<p>議 長</p>	<p>中西会長</p> <p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p>

議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>徳永主幹</p> <p>【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>徳永主幹</p> <p>補足説明します。</p> <p>農地の区分については、土地区画整理事業施行区域内の農地であり第3種農地と判断されます。</p> <p>目的は営業事務所の建築及び社員駐車場を設営するもので、やむを得ないものと認められます。</p> <p>資力及び信用については、土地取得費〇〇万円、建築費〇〇万円、合計〇〇万円を自己資金により整備する計画であり、金融機関の残高証明も提出されていることから、資力には問題ないと判断しています。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、工期が許可日から令和6年10月31日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。</p> <p>計画面積の妥当性は、建築面積275㎡、転用面積930㎡は事業計画書、土地利用計画書により必要な面積と判断します。</p> <p>排水計画につきましては、屋根雨水は雨どいから雨水管、地中の配管を通して南東側道路排水溝に導水、放流予定です。その他雨水については、舗装勾配を活用して南東側道路排水溝に導水、放流予定です。生活排水については、合併浄化槽にて汚水処理した後に、南西側排水溝に導水、放流予定です。これら排水については、管理課である建設課に許可不要との確認済であり、転用者により事前相談を行い、支障がない旨の確認済です。進入路は南東側の市道からの進入であるため、市道占有・工事の際には申請書を提出するよう口頭にて連絡しています。</p> <p>なお、周辺農地は公衆用道路及び宅地であり、建物を建築しても付近の土地に及ぼす悪影響はないものと思慮しており、建築物による日光遮蔽について配慮して建築予定であり、問題ないもの判断します。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>何かご意見、ご質問等ございますか。</p>

意見	6番 坂本委員 現地確認してきました。申請地は土地区画整理事業で整理された土地であり、問題はありません。
議長	中西会長 他に皆さんからご質問、ご意見はありませんか。
審議	中西会長 何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	中西会長 特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議長	中西会長 続きまして、議案第4号 農業経営基盤法強化の促進に関する基本構想の変更についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 【議案第4号 農業経営基盤法強化の促進に関する基本構想の変更について 議案書をもとに朗読】
補足説明	北村主幹 市町村の基本構想は農業基盤強化促進法第6条に基づき制定されており、主な内容としては、認定農業者の認定基準や利用権設定の基準等を定めています。この農業基盤強化促進法が令和5年4月1日付で改正された事に伴い、令和3年度に改正した須崎市の基本構想を変更しようとするものです。 主な変更点をご説明させていただきます。第3の1、市町村が確保、育成する農業を担う者の対象を示した、農業を担う者の確保及び育成の考え方を新設しております。農業を担う者とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織といった、担い手や新たな就農しようとする青年等に限らず、1、農業を営んでいる者、2、雇用されて農業に従事している者、3、新たに農業を始めようとする者、4、委託を受けて農作業を実施する者等を

	<p>言います。次に、第3の2に就農等希望者の受け入れから定着に向けたサポートの考え方を示した、市町村が主体的に行う取り組み、第3の3に、関係機関との連携・役割分担の考え方、第3の4に、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供についての考え方を新設しています。続いて、農地の効率的かつ総合的な利用に関する事項として、市農業委員会その他関連団体が連携し、地域計画の策定を通じ、農地の集約化を進める事により、担い手への農用地の集積を加速させていく旨が新たに記載されています。最後に、地域計画の事業に関する事項として、今後策定予定である、地域計画に係る協議の場の設置方法、開催に係る情報提供の方法、協議すべき事項等地域計画の策定の進め方や、地域計画に基づく農用地の利用権設定等の進め方について新設しています。この基本構想案については、事前に須崎農業振興センターにはお目通しをいただいております。JA土佐くろしお、農業委員会の皆様にご意見をいただいて、可という事で同意をいただければ、須崎市の基本構想として県と協議を行いたいと考えています。</p>
議長	<p>中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
審議	<p>中西会長 特にご異議があるというわけでなければ、賛同でも良いかと思いますが、皆さまいかがでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>中西会長 特にご異議ないようなので、議案第3号 農業経営基盤法強化の促進に関する基本構想の変更については、承認といたします。</p>
議長	<p>中西会長 それでは議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>北村主幹 【整理番号R5-15について別冊をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>北村主幹 利用権設定等の補足説明をします。</p>

	<p>整理番号 R5-15 について、主たる経営作物はカボチャとスイカで、構成員は1人、内1人が専従者となっております。</p> <p>基本構想では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。以上で、今回の申請について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>何かございませんか。なければ、承認することに決定してよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、その他何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>徳永主幹</p> <p>農地法第3条第2項の判断について</p> <p>坂本次長</p> <p>農業委員会全員研修会について</p> <p>岡田局長</p> <p>農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集について</p>
閉会宣言	<p>中西会長</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第7回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でござい</p>

ました。

閉会 午後 3時00分

その真正なることを証して署名する。

議 長

6 番

7 番